ACSES ニュースレター 2 4 4 5 号 (2023 年 1 月 23 日)

発行:NPO法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(19頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇シンデレラ体重のはずが被害相次ぐ「やせるゼリー」 米国では死亡例〈新聞報道〉
- ◇その他の事故、事件
- ・消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で火災等(電動アシスト自転車、空気清浄機)<消費者庁>
- ・エックス線装置点検中被ばく事故 日本製鉄と責任者ら書類送検〈放送報道〉
- ◇事故・事件対策、措置、訴訟等
- ・株式会社 CL02 Lab に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について〈消費者庁〉/ 除菌商品で不当表示、消費者庁が CL02 Lab に課徴金 1089 万円の納付命令〈Web 報道〉
- □大災害、原発事故対策

[福島原発事故]

- ・東電福島第一原発におけるALPS処理水の海洋放出と日本の食品の安全性に係る大臣メッセージ〈消費者庁〉
- ・原発事故の賠償格差是正を 福島・南相馬市が東電指針に要求書〈新聞報道〉

[原子力施設全般]

- ・原発審査書類に誤り149カ所 東電、柏崎刈羽3号機で〈Web報道〉
- ・伊方原発・制御室書類に焦げ 蛍光灯安定器から火の粉落下か(愛媛)〈新聞報道〉
- [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

[対策・予防]

- ◇省庁発表
- ◇ワクチン、検査薬、治療薬等
- ◇マスコミ報道
- [3] 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書、験結果報告書の様式の一部改正
- ◇消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(消防庁告示第1号)〈官報〉
- ◇消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件(消防庁告示第2号)〈官報〉
- [4] 健康安全
- ◇「どこにでもある」超身近な化学物質が子宮筋腫を大きくする、しくみを解明、対策は?〈Web 報道〉
- [5] 医薬品
- ◇解熱鎮痛成分「アセトアミノフェン」で発疹、厚労省「重大な副作用」追記を指示〈新聞報道〉
- [6] 食品安全衛生関係
- ◇特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
- [7] 廃棄物関係
- ◇「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」の論点整理の公表について〈農林水産省〉
- [8] 温暖化対策関係
- ◇温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件(経済産業省・環境省告示第1号)〈官報〉
- ◇地球温暖化で「大きなうそ」 国連総長、石油大手を批判⟨Web 報道⟩
- 「9〕その他省庁発表
- ◇人事院規則15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則(人事院規則15-1



花簪(ハナカンザシ)

4-40)〈官報〉

- ◇人事院規則19-0 (職員の育児休業等)の一部を改正する人事院規則(人事院規則19-0-16)〈官報〉 ◇令和5年3月大学等卒業予定者の就職内定状況(12月1日現在)を公表します〈厚生労働省〉
- [10] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

[開催案内] 5件 [開催記録、報告、資料等] 1件

[11] その他

◇インフルエンザ、感染症関係:2件 ◇新化学物質、化学物質新利用技術等:2件

[1] 化学物質関係事故、事件関係

◇シンデレラ体重のはずが被害相次ぐ「やせるゼリー」 米国では死亡例

<朝日新聞 2023年1月21日> https://www.asahi.com/articles/ASR1N6RSVR1JPTIL009.html

「食べたらやせる」とうたって SNS などで販売されるゼリーをめぐり、健康被害の相談が自治体に相次いでいる。 問題の商品には国内未承認の医薬品成分が含まれ、成分を摂取後に死亡した例も米国では報告されているという。 警察も関係者の捜査を進めている。

「このゼリーを食べるだけでやせるんです」。 兵庫県の 30 代女性は昨年 3 月、ネットの配信動画で同年代の女性が語るのを見て興味を引かれた。 数カ月前の配信に出演していた人が、見違えるほどやせていた。

紹介されていたのは「デトキシレットゼリー」。ベトナム製だという。ツイッターで販売側に連絡すると、LINEでやりとりが始まり、「食べ方のサポートも受けられる」と案内された。

指定された口座に8800円を送金すると、LINEグループに招待された。購入者らしい100人近くがダイエットの成果を報告し合っていた。このゼリーを信頼できるような気がした。3日後、2箱(30本)が届いた。

翌朝、「ブラックカカオ風味」と書かれたバー状の黒色のゼリーを食べてみた。すさまじい苦みで、いつまでも口に残った。食欲は湧かず、昼食は抜いた。少し心臓がドクドクする感覚もあった。

午後6時ごろ、コンビニで突然激しい動悸(どうき)を覚え、思わずその場にしゃがみこんだ。30分ほどで収まったが、怖くなって翌日は食べられなかった。それでも、販売側から「1日1本。慣れるまで時間がかかる」と説明され、2日に1本のペースで口に運んだ。

販売側はLINEグループで、「私も『シンデレラ体重』以下を目指しているから気持ちはわかる」と標準を著しく下回る体重を求める気持ちをあおるような文言で、食べ続けるよう呼びかけていた。

女性は 12 日間で体重が $4 \cdot 5$ キロ減ったが、動悸や頭痛に悩まされた。販売側に「体調不良になった」と伝えると、「営業妨害だ」と返信があり、怖くなってやめた。

その後、保健所に健康被害を訴えてゼリーを提出すると、鑑定で国内未承認のシブトラミンが検出された。女性は「販売側は配信動画で、『マジごめん』と謝るだけだった」と憤る。

SNS ロコミ信じたら…相次ぐ健康被害

福岡県の会社経営の女性(32)も昨年4月、動画でゼリーを知り、注文した。それまでも医師の処方で肥満治療薬を服用するなどダイエットに取り組んできた。レターパックで届いたゼリーを食べた数時間後、自宅で洗濯物をたたんでいると動悸に襲われた。

販売側からは「1日2、3本…

◇その他の事故、事件

・<u>消費生活用製品の重大製品事故:除雪機についての注意喚起、リコール製品で火災等(電動アシスト自転車、空</u>気清浄機)

<消費者庁 2023年1月20日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/031891/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_230120_01.pdf

特記事項:

- ・ 除雪機についての注意喚起
- ・ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)の リコール(回収・交換)
- ・ダイキン工業株式会社が輸入した空気清浄機のリコール(無償点検・修理)
- 1. ガス機器・石油機器に関する事故: 4件 (うち石油ストーブ (開放式) 2件、開放式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用) 1件、 ゴム管(都市ガス用) 1件)
- 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故: 4件 (うち電気冷蔵庫1件、はしご(伸縮式、アルミニウム合金製)1件、電動アシスト自転車1件、 空気清浄機1件)
- 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故:19 件 (うち映像録画装置(防犯カメラ用)1件、食器洗い乾燥機1件、スリングシート(介護リフト用)1件、椅子(ソファー)2件、バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)1件、温水洗浄便座1件、電気シェーバー1件、自転車2件、自転車(ホイール)1件、除湿機1件、IH調理器1件、電気炊飯器1件、イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)1件、キックスケーター1件、コンセント付洗面化粧台1件、除雪機(歩行型)1件、スチームアイロン1件)

・エックス線装置点検中被ばく事故 日本製鉄と責任者ら書類送検

<NHK 2023年1月20日> https://www3.nhk.or.jp/kansai-news/20230120/2000070160.html おととし(2021年)、兵庫県にある日本製鉄の工場で、エックス線装置の点検中に社員2人が年間の限度量を 大幅に超えるとみられる被ばくをした事故がありました。

事故を受け、労働基準監督署が調べたところ、現場では法令で定められた対策などがとられていなかった疑いがあることがわかり、20日、会社と管理責任者が労働安全衛生法違反の疑いで書類送検されました。

おととし5月、兵庫県姫路市にある日本製鉄の工場で、製品の厚さを測定するエックス線装置の点検を行った男性社員2人が体調不良を訴えました。

関係者によりますと、法令で定められている年間の限度量を大幅に超える被ばくをしたとみられ、高度な被ばく 医療を提供する広島大学の医療施設で検査や治療を受けました。

事故を受け、姫路労働基準監督署が安全管理の状況を調べたところ、現場では、法令に定められているにもかかわらず、エックス線装置の稼働を作業員に知らせるための対策や、放射線測定器の装着を作業員に促す措置がとられていなかった疑いがあることがわかりました。

このため労働基準監督署は、法人としての「日本製鉄」と、エックス線装置の管理責任者を務める55歳の社員 について、必要な安全管理を怠っていたとして、20日、労働安全衛生法違反の疑いで書類送検しました。

また、調査では被ばくした2人が、およそ20分間にわたってエックス線が出たままの状態で現場で作業にあたっていた可能性があることもわかったということです。

【警察も責任者らを書類送検】

この事故については、警察も捜査を行っていましたが、事故の以前から当時まで現場の安全装置が作動しない状態だったことがわかったということです。

このため警察は、20日、工場の設備部の班長を務めている59歳の社員について、安全装置の異常を知りながら、放置していたなどとして、業務上過失傷害の疑いで書類送検しました。

また、点検作業を指揮し、みずからも作業中に被ばくした52歳の社員についても、エックス線装置の電源を切らずに現場に入るなど必要な安全管理を怠っていたとして、業務上過失傷害の疑いで書類送検しました。

警察によりますと、被ばくした社員2人は20分間にわたってエックス線を浴び続け、手が腫れるなどして「急性放射線皮膚炎」と診断され、現在も治療が続いているということです。

【日本製鉄"万全を尽くす"】

NHKの取材に対し、日本製鉄は「書類送検されたのは事実です。引き続き、関係当局へは誠実に対応してまいります。事故の発生後も再発防止の対策を実施してきましたが、今後も事故の再発防止に向けて、万全を尽くしてまいります」と話しています。

また、日本製鉄は、被ばくした男性社員2人がおととし(2021年)12月末までに医療施設を退院したことを明らかにしましたが、詳しい容体などは個人情報に関わるとして明らかにしていません。

【事故を受けた厚生労働省の通知】

厚生労働省は日本製鉄の工場で社員が被ばくした事故の直後、放射線や労働災害に関わる業界団体に通知を出しました。

この中では、一般に鋼材などの計測に用いるエックス線装置は高線量のエックス線が照射されることから、照射されている場合は点検などの短時間の作業でも大量のエックス線に被ばくするおそれがあるとしています。 そのうえで、同様の事故を防ぐため当面の措置として次のことに留意するよう求めていました。

▼エックス線装置の点検を行う際に、被ばくの危険のおそれがある場合は、電力供給を止めたうえで供給のスイッチに錠をかけて表示板を取り付けるなどして作業者以外が電源を入れないようにすること。

▼エックス線装置に電力が供給されていることを関係者に周知させるための自動警報の装置が確実に作動するよう点検することなどです。

また、厚生労働省はおととし(2021年)11月から、去年2月にかけてエックス線装置を扱う鉄鋼業者などおよそ300の事業所を対象に安全管理の実態を調べました。

NHKが情報公開請求して入手した調査結果に関する資料によりますと、▼点検作業の手順書を作成していなかったり、▼作業員に特別な研修を行っていなかったりするケースもありました。

厚生労働省は「放射線を扱う現場での事故を防ぐため、引き続き指導を徹底していきたい」としています。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・株式会社 CLO2 Lab に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

<消費者庁 2023 年 1 月 20 日 > https://www.caa.go.jp/notice/entry/031846/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_230120_1.pdf

消費者庁は、本日、株式会社 CL02 Lab に対し、同社が供給する「オキサイダー 置き型 90g」、「オキサイダー 置き型 180g」及び「オキサイダー 置き型 320g」と称する商品に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

・除菌商品で不当表示、消費者庁が CL02 Lab に課徴金 1089 万円の納付命令
<通販通信 2023年1月20日> https://www.tsuhannews.jp/shopblogs/detail/70509
十分な根拠がないにもかかわらず、 二酸化塩素 の効果によって空間除菌ができるかのように表示し、除菌商品を
販売したとして、消費者庁は20日、販売会社の(株)CLO2 Lab(兵庫県西宮市)に対し、景品表示法違反による
課徴金納付命令を出したと発表した。
□ 様々な場所で使用できると宣伝
□ 合理的な根拠を保有せず
□ 課徴金額は1089万円

□大災害、原発事故対策

[福島原発事故]

・東電福島第一原発における ALPS 処理水の海洋放出と日本の食品の安全性に係る大臣メッセージ

<消費者庁 2023 年1月 20 日> https://www.caa.go.jp/about_us/minister/kono2_message_003/

消費者及び食品安全担当大臣として、東電福島第一原発における ALPS 処理水の海洋放出と、日本の農林水産物や食品の安全性について、お話いたします。

東電福島第一原発では、原子炉建屋等から、日々発生する放射性物質を含んだ水を、浄化処理しています。その 結果、トリチウム以外の放射性物質について、規制基準を満たすまで浄化されたものを ALPS 処理水と言います。 その ALPS 処理水を、トリチウムも規制基準以下になるまで海水で大幅に希釈し、海洋放出する方針です。

このトリチウムは、雨水や海水など自然界にも広く存在し、水道水や食料を通して私たちの身体(からだ)にも取り込まれています。しかし、トリチウムは水と一緒に排出され体内には蓄積いたしません。また、食物連鎖で魚など水産物の体内に濃縮されることもありません。

国内外の原子力施設においても、各国の基準を守った上で、海洋や大気に排出されています。

海洋放出後も、海水や水産物中のトリチウムのモニタリングを行います。結果は、分かりやすく情報提供します。 日本の食品には、放射性物質に関し、世界標準に比べ極めて厳しい基準値による検査と、出荷制限等の厳格な安全対策が講じられています。国内外へ流通する全ての食品に、科学的な安全性が確保されています。

引き続き、内外の消費者の皆様には、日本産食品を堪能していただきたいと思います。

・原発事故の賠償格差是正を 福島・南相馬市が東電指針に要求書

<毎日新聞 2023年1月20日> https://mainichi.jp/articles/20230120/k00/00m/040/040000c

東京電力福島第1原発事故による国の賠償基準「中間指針」が9年ぶりに見直されたことを受け、福島県南相 馬市は19日、市民間の賠償格差の是正などを求める緊急要求書を東電に提出した。新指針は避難指示区域の内 外の賠償格差が拡大する内容になっており、複数の区域が混在した市特有の事情を鑑みるよう訴えた。東電は新 たな自社の賠償基準を1月中にも提示する予定で、対応が注目される

国の原子力損害賠償紛争審査会(原賠審)は2022年12月に中間指針の見直しを決定。各地域の住民に新たな賠償額を認めたものの、第1原発の半径20キロ圏など避難指示区域での増額が大きく、避難指示区域外では少額で、区域の格差は開いてしまっていた。

市は事故後、警戒区域(20キロ圏内)や緊急時避難準備区域などが設定された一方、30キロ圏外で指定を受けなかった地域もあり、さまざまな区域や地点が混在した。区分による賠償額の差などが住民間の分断を生んだとされる。

市は要求書で「市が住民に一時避難を要請した30キロ圏外の区域については日常生活阻害の精神的損害の増額が示されず、生活基盤変容の損害額も示されなかった」などと指摘し、今回の指針見直しが市内の賠償格差の拡大につながることを懸念。避難した市民も、放射線への不安を抱きつつ自宅にとどまった市民も「同様の苦しみを受けた」と訴え、東電に対し「中間指針の区域割りの基準を絶対とせず、同等の被害実態が存在する場合には同等の賠償を実施すること」と求めた。

要求書は門馬和夫市長や市議会の平田武議長が東京電力ホールディングス(東京)を訪れ、高原一嘉・復興本社代表らに手渡した。また、原賠審にも要望書を提出し、賠償格差の是正などを訴えつつ、さらなる指針の見直しを求めた。

[原子力施設全般]

・原発審査書類に誤り149カ所 東電、柏崎刈羽3号機で

<共同通信 2023年1月19日> https://www.47news.jp/news/8830581.html

東京電力は19日、運転開始30年を迎える前に原子力規制委員会の審査を受けている柏崎刈羽原発3号機(新潟県)の審査書類に、149カ所の誤りがあったと明らかにした。131カ所はすでに審査を終えた2号機の記載内容を流用していた。

東電は同日の審査会合で「反省すべきだと思っている」と陳謝。規制委側は「書類の信頼性に関わる話で、重い問題と受け止めてほしい」と述べ、再発防止を求めた。

東電によると、書類に必要な材料の名称などが分からなかったため、同型の2号機のものを使ったという。同じ書類にプログラムの設定ミスによる誤りがあり、同様の誤りがないか調べた際に発覚した。

5

- ・伊方原発・制御室書類に焦げ 蛍光灯安定器から火の粉落下か(愛媛)
- <愛媛新聞 2023年1月20日> https://www.ehime-np.co.jp/article/news202301200264

四国電力伊方原発3号機(愛媛県伊方町)の中央制御室で19日夜に見つかった書類の小さな焦げについて、四電は20日、室内の蛍光灯の安定器から火の粉が落下した可能性があると説明した。火は確認されず、運転にも影響はなかった。

県は緊急性の低いC区分異常と判断しており、四電は2月の県発表に合わせて説明する方針。

中央制御室は3号機の原子炉やタービンの運転を制御、監視している。四電によると蛍光灯は天井奥に設置しており、電流や電圧を制御する安定器に焦げが見つかった。

[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

[状況]

◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について (検疫)<厚生労働省 2016年12月22日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30415.html
- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について(令和5年1月22日版)<厚生労働省 2016年12月22日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30414.html

[対策・予防]

◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る各医療機関内の病床の確保状況・使用率等の報告を掲載しました。
- <厚生労働省 2016年12月21日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=C-8vCmnucyyf7_2ZY
- ・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター/診療・検査医療機関等の情報を更新しました
- <厚生労働省 2016年12月21日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=Ce0tCGvscS6d7f6bY
- ・新型コロナウイルス感染症の保健・医療提供体制確保計画を更新しました
- <厚生労働省 2016年12月20日> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage 00056.html

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

- ・新型コロナワクチンの有効性・安全性等に関する情報が更新されました。
- <厚生労働省 2016年12月20日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei.html

- ・オミクロン株対応2価ワクチンの追加接種後の健康状況調査
- <厚生労働省 2016年12月20日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa_bivalent.html

- ・新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)後の健康状況調査
- <厚生労働省 2016年12月20日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa_booster.html

- ・新型コロナワクチンの初回接種後の健康状況調査
- <厚生労働省 2016年12月20日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkoujoukyoutyousa.html

- ・新型コロナワクチンの副反応疑い報告について
- <厚生労働省 2016年12月20日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html

◇【図解】コロナ「5類」、今春移行へ 屋内マスクや公費負担見直し―インフル並みに引き下げ・政府

<時事ドットコム 2023 年 1 月 20 日 > https://www.jiji.com/jc/article?k=2023012000194&g=po1 岸田文雄首相は 20 日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けについて、現在の「2 類相当」から季節性 インフルエンザなどと同じ「5類」への引き下げに向け、具体的な検討を進めるよう加藤勝信厚生労働相ら関係閣僚に指示した。政府は今春に5類に移行する方向で検討しており、屋内でのマスク着用の在り方のほか、ワクチン接種や医療費の公費負担について大幅に見直す。

首相は同日、首相官邸で記者団に対し、この春に5類への移行を目指すとした上で、「平時の日本を取り戻していくために、さまざまな政策、措置の対応について段階的に移行し、具体的な検討、調整を進める」と強調。マスクの着用についても見直す考えを明らかにした。

引き下げの具体的な時期は、厚労省の専門部会での議論や自治体の周知・準備期間などを踏まえて決定する。 3年に及ぶコロナ禍からの社会経済活動の正常化に向けて、大きな転換点となる。

新型コロナウイルス 「2類相当」と「5類」の違い ~感染症法上の位置付け~

	新型コロナ (2類相当)	季節性インフル エンザなど (5類)			
入院 勧告	できる	できない			
就業制限	できる	できない			
患者・ 濃厚接触者の 行動制限	できる	できない			
ワクチン・ 医療費	公費負担	自己負担も			
医療の 受け入れ	発熱外来や 指定医療機関	一般 医療機関			
感染者 の把握	全数把握 (簡略化)	定点または 全数把握			

◇韓国、屋内のマスク義務解除へ 30 日から、交通機関は維持

<共同通信 2023年1月20日> https://www.47news.jp/news/8832954.html

韓国の韓悳洙首相は20日、新型コロナウイルス感染予防策として義務付けている屋内でのマスク着用について、30日から着用義務を解除する「勧告」に緩和する方針を明らかにした。公共交通機関や医療機関、薬局など一部施設は当面の間、義務を維持する。

四つのうち二つ以上満たせば緩和するとした指標のうち、新規感染者の減少、死者・重症者の減少、医療体制 安定の三つを満たしたと判断した。韓国は21~24日が旧正月の連休で、人の移動や対面での接触が増えることか ら緩和の時期は連休後とした。

屋外でのマスク着用義務は昨年9月に全面的に撤廃している。

[3] 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書、験結果報告書の様式の一部改正

◇消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件(消防庁告示第1号)

[官報] 令和5年1月23日 号外 第14号 7~12頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230123/20230123g00014/20230123g000140007f.html

○消防庁告示第1号

平成十六年消防庁告示第九号(消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等 又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報 告書の様式)第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十四号(消防用設備等の点検の基準及び消防用設備 等点検結果報告書に添付する点検票の様式)の一部を次のように改正する。

令和5年1月23日 消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲

んだ部分のように改める。

別記様式6 不活性ガス(二酸化炭素、窒素、IG-55、IG-541)消火設備点検票 ―省略― **Wh 即**

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

◇消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件(消防庁告示第2号)

[官報] 令和5年1月23日 号外 第14号 13~16頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230123/20230123g00014/20230123g000140013f.html

○消防庁告示第2号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示 第四号(消防用設備等試験結果報告書の様式)の一部を次のように改正する。

令和5年1月23日

消防庁長官 前田 一浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式第6 不活性ガス消火設備試験結果報告書 ―省略―

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

[4] 健康安全

◇「どこにでもある」超身近な化学物質が子宮筋腫を大きくする、しくみを解明、対策は?

<NATIONAL GEOGRAPHIC 2023年1月20日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/b24b7f88bde41b439104756a191b0bdc54514686?page=1

プラや化粧品の化学物質、フタル酸エステルの代謝物と分子の働きを特定

子宮筋腫とは、子宮の中や周囲にできる非がん性腫瘍で、サッカーボールほどの大きさになることもある。多くの女性がかかる病気であり、骨盤と背中の痛みや、重い月経出血、性交痛、あるいは生殖機能の問題を引き起こす可能性がある。米国では、15歳~50歳までの女性のうち推定2600万人が子宮筋腫にかかっており、その半数以上に苦しい症状があらわれると見込まれている。

今のところ、腫瘍を永続的に縮小させる薬はない。薬で症状を軽くできる場合もあるが、薬が効かなかったり、 妊娠しにくかったりすれば、手術を受けるしかない。筋腫を手術で取り除く治療法は、最低限の身体的な負担で 子宮を守れるとはいえ、状況によっては子宮を全摘出する手術が必要だ。

非常によくみられる病気であるにもかかわらず、子宮筋腫の理解はあまり進んでいないと、米コロンビア大学 メールマン公衆衛生学部に在籍する環境健康科学者のアミ・ゾータ氏は言う。

子宮筋腫の成長には遺伝子変異、性ホルモンのバランス、年齢・人種・肥満・合成化学物質などの危険因子が関連するとされてきたものの、筋腫がどのようにして大きくなるのかは分からなかった。しかし、2022年11月14日付けで学術誌「米国科学アカデミー紀要(PNAS)」に発表された研究で、そのしくみの一端が示された。

研究チームが目を付けたのは、フタル酸エステルという物質だ。その代謝物に子宮筋腫の細胞をさらすと、細胞の成長が促進され、より長く生き延びることが分かった。さらに、その原因となる分子を特定し、フタル酸エステル類と子宮筋腫を結びつけるしくみに関する強力な証拠を示した。

どこにでもあるフタル酸エステル類

フタル酸エステル類は「どこにでも存在する化学物質」と呼ばれる。最も広く使われているプラスチックの一つであるポリ塩化ビニル(PVC)や合成ゴムなどに、柔軟性と耐久性を与える可塑剤としてよく添加されており、食品の包装や加工機器から、シャワーカーテン、建材、自動車の内装に至るまで、多くの家庭用品に含まれている。また、化粧品などのパーソナルケア製品に溶剤として使われるほか、特定の医薬品や栄養補助食品(サプリメント)のコーディングやカプセル化にも使用されている。

フタル酸エステル類はこれらの製品から浸み出し、食物や空気、水の中に入り込む。つまり、人々はフタル酸 エステル類の粒子を飲み込んだり、吸い込んだり、皮膚との接触で吸収したりする可能性がある。その後、体内 でフタル酸エステルが代謝されるが、いくつかの研究では、ヒトの尿や母乳、血液からこの代謝物が検出されている。

フタル酸エステル類はホルモンのような作用をしたり、ホルモンの作用を阻害したりすることがで知られており、10年以上前から健康に関する研究の対象になってきた。そのなかには、フタル酸エステル類にさらされた(曝露(ばくろ)された)女性は子宮筋腫を発症するリスクが高いことを示す研究もあった。

「フタル酸エステル類が腫瘍を生み出すとは言っていません」と、今回の研究を主導した米ノースウェスタン大学ファインバーグ医学部の婦人科医セルダール・ブルン氏は説明する。「ですが、フタル酸エステル類は子宮筋腫が大きく成長するのを助けるのです」

ブルン氏らの研究は、フタル酸エステル類というどこにでも存在する化学物質と、これまで注目されてこなかった子宮筋腫という病気との関連を補強するものだと、米カリフォルニア大学サンフランシスコ校で環境汚染物質が生殖に関する健康に及ぼす影響を研究しているトレイシー・ウッドラフ氏は言う。なお、ウッドラフ氏はブルン氏の研究に参加していない。

しかし、フタル酸エステル類への規制は乏しく、避けて生活することはほぼ不可能だとゾータ氏は言う。

米環境保護局(EPA)は、動物実験によって化学物質のヒトに対する安全な曝露レベルを決めている場合が多い。 しかし、一部のフタル酸エステル類は、決められた安全なレベル以下の曝露でもヒトの健康に悪影響を及ぼす可能性があることが、研究によって示唆されている。例えば、妊娠中に低レベルのフタル酸エステル類にさらされると、子どもの認知機能の発達の遅れや記憶障害などの神経学的問題が起こりやすくなることが指摘されている。 また、フタル酸エステル類と男児の生殖器異常との関連も報告されている。

子宮筋腫に影響する詳しい道筋

今回の実験で使われたフタル酸エステル類は「フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)」(DEHP) だ。DEHP にさらされても、シャーレの中の子宮筋腫細胞が長く生き延び、より多く増殖することは以前から分かっていた。

そこで、ブルン氏の研究チームは分子メカニズムを明らかにすべく、DEHP の主な9つの代謝物を試してみた。 体内では、曝露によって吸収されたフタル酸エステル類が急速に分解されて代謝物が尿に排出されるため、科学 者たちはこのような代謝物を研究対象にすることが多い。

その結果、ブルン氏の研究チームは、「フタル酸モノ(2-エチル-5-ヒドロキシヘキシル)」(MEHHP)という代謝物が腫瘍細胞によるトリプトファンというアミノ酸の吸収を助けることを発見した。さらに、トリプトファンはキヌレニンという物質に変換され、キヌレニンはがんを誘発することが知られている「芳香族炭化水素受容体」(AhR)を活性化させる。活性化した AhR は、筋腫細胞の成長を促進し、子宮筋腫の肥大化につながるというわけだ。

「トリプトファンからキヌレニンへの変換を阻害できれば、AhR の活性化を阻止し、腫瘍の安定化または縮小が可能になると考えています」とブルン氏は言う。

また、多くの子宮筋腫細胞は「MED12」と呼ばれる遺伝子に変異がみられることが分かっており、この変異が腫瘍形成の引き金となる可能性がある。ブルン氏によると、たった1つの幹細胞でこの変異が起こったとしても、その幹細胞が分裂を続けてすべて腫瘍になってしまう場合もあるという。DEHPはこのプロセスを促進する可能性があることも示された。

「化学物質の使用量は減らせます」

子宮筋腫の症状を抱えた生活は肉体的につらいが、妊娠を望む女性にとって、子宮摘出手術を受けることには 胸が裂けるような精神的負担が伴うものだと、米シカゴに住む 46 歳のサウディア・デイビスさんは言う。

2021年8月、デイビスさんの子宮筋腫は急速に大きくなり、腹部は膨れ上がっていた。「妊娠4~7ヵ月くらいに見える状態でした」とデイビスさんは言う。腫瘍のせいで左のお尻にひどい痛みがあり、くしゃみやせきをするたびに、少し失禁をしたように感じるようになった。デイビスさんはその年に子宮摘出手術を受けた。

「自分の子どもが産めなくなるという事実と折り合いをつけなければいけませんでした」とデイビスさんは言う。「私の子宮筋腫はとても大きく、完全に子宮に包まれていたので、子宮を全摘出するほかありませんでした」

デイビスさんも担当医も、そもそもなぜ子宮筋腫ができ、何がきっかけで急速に大きくなったのかは分かっていない。研究によると、白人女性に比べ、デイビス氏のような黒人女性は子宮筋腫になる割合が2~3倍高いうえ、腫瘍が大きくなりやすく、数も多い傾向があり、そのせいで症状が重くなって子宮摘出の割合が高くなることも

分かっている。なぜ黒人女性ではリスクが高いのかは、まだ分かっていない。

デイビスさんは、若い頃から 42 歳まで使用していたヘアリラクサー (くせ毛を真っ直ぐにする薬) が原因ではないかと考えている。このような製品にはフタル酸エステル類が含まれていることがあり、これらの使用と子宮筋腫が関連している可能性がある。

しかし、因果関係を証明するのは簡単ではないと、韓国ソウル大学の環境衛生学者チェ・キョンホ氏は言う。 フタル酸エステル類が体内で分解されるには何時間もかかり、しかも体内の濃度は毎日数桁も変動すると、氏は 説明する。子宮筋腫になったときの曝露レベルを知ることも重要だが、現実ではほぼ不可能だと、氏は補足する。

年齢や性別、遺伝子は変えられないが、「化学物質の使用量は減らせます」とチェ氏は言う。「使用量を減らすことで得られる効果は小さいかもしれませんが、それでも私たちは化学物質をコントロールできるのです」

[5] 医薬品等

◇解熱鎮痛成分「アセトアミノフェン」で発疹、厚労省「重大な副作用」追記を指示

<読売新聞 2023 年 1 月 21 日> https://www.yomiuri.co.jp/medical/20230120-0YT1T50138/

厚生労働省は、解熱鎮痛成分「アセトアミノフェン」を含む薬の添付文書に、重大な副作用として、「薬剤性過敏症症候群」を追記するよう、製造販売業者に指示する通知を出した。

同症候群は、全身に赤い発疹が出て、高熱などを伴う。今回の通知は、国内で薬と同症候群の因果関係が否定できないとされる症例が6例あったためで、指示の対象には後発薬も含まれるという。

アセトアミノフェンを含む薬は、コロナ禍で不足している解熱鎮痛薬「カロナール」などだ。子どもや妊婦に も使われており、処方薬と市販薬がある。

[6] 食品安全衛生関係

◇特定保健用食品の表示許可について

<消費者庁 2023年1月20日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/031874/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_230120_02.pdf

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特定保健用食品の表示許可を行いましたので公表します。

表示許可を受けた食品:1件 リカルデント フルーツアソートガム オレンジ&ストロベリー チューインガム モンデリーズ・ジャパン株式会社

[7]*廃棄物関係*

◇「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」の論点整理の公表について

<農林水産省 2023年1月20日> https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bio_g/230120.html

[8] 温暖化対策関係

◇<u>温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係</u> 数を告示する件(経済産業省・環境省告示第1号)

[官報] 令和5年1月20日 本紙 第900号 3~4頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230120/20230120h00900/20230120h00900003f.html

○経済産業省・環境省告示第1号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第三条第一項第一号ロの規定に基づき、令和四年経済産業省・環境省告示第七号(温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件)の全部を次のように改正する。

令和5年1月20日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 岡田 直樹

環境大臣 西村 明宏

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す

係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第百四十三号)第三条第一項第一号ロの規定に基づき、電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

(令和元年度における係数)

第一条 電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、令和元年度において使用された他人から供給された電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

([次のよう] は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境 局環境政策謀環境経済室に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和元年度において使用された他人から供給された 電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素 の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すもの として適切と認められるものとする。
- 3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和元年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、○・四八八又は○・四七○とする。

(令和二年度における係数)

第二条 電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、令和二年度において使用された他人から供給された電気の1キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和二年度において使用された他人から供給された電気の使用 に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基 づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとす る。
- 3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和二年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、○・四七○又は○・四五三とする。 (令和三年度における係数)
- 第三条 電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、令和三年度において使用された他人から供給された電気の I キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。 (「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 前項の規定により定められた係数を用いて、令和三年度において使用された他人から供給された電気の使用 に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基 づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとす る。
- 3 前二項の規定により定められた係数を用いて、令和三年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、○・四五三とする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

[◇]地球温暖化で「大きなうそ」 国連総長、石油大手を批判

<時事ドットコム 2023 年 1 月 19 日> https://www.jiji.com/jc/article?k=20230119044002a&g=afp

【ダボス (スイス) AFP=時事】国連のアントニオ・グテレス事務総長は18日、米石油大手エクソンモービルが地球温暖化で果たしている役割で「大きなうそ」を広めていると批判し、責任を問うべきだと訴えた。

グテレス氏は、スイス・ダボスで開かれている世界経済フォーラム(WEF)で、「大手石油企業の中には大きなうそを広めている人物がいる」と述べた。1週間前には、エクソンモービルの科学者が「ショッキングなほど正確に」地球温暖化を予測していたとの研究結果が公表されていた。

グテレス氏はこの中で、「特定の化石燃料生産者は、中心的な商品が地球を熱していることを1970年代に全面的に認識していたことを、先週知った」と語った。その上で、たばこ産業が健康問題で責任を問われたのと同様、石油企業の責任を問う必要があるとの考えを示した。

米科学誌サイエンスは先週、エクソンモービルの科学者がモデリング研究により正確に地球温暖化を予測していたとの研究報告を掲載した。同社は、地中温暖化の可能性を認識した後も気候に関する科学を否定し続けたという。

エクソンモービルの広報担当者は、サイエンス誌の研究報告に関して、ここ数年何回かこの問題が提起されているが、自社の答えは常に「『エクソンは知っていた』と語る人たちの結論は間違っている」というものだと説明した。

[9] その他省庁発表

◇<u>人事院規則15−14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則(人事院規則15−1</u> 4−40)

[官報] 令和5年1月20日 号外 第13号 3~11頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230120/20230120g00013/20230120g000130003f.html

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)に基づき、人事院規則一五一四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和5年1月20日

人事院総裁 川本 裕子

人事院規則15-14-40

人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五-四(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正 後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部 分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線 部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

一「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。 <ACSES 事務局>—

改正後

(勤務時間法第六条第三項の適用除外職員)

第二条 (略)

(勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準)

- **第三条** 勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 勤務時間は、次に定めるとおりとすること。
 - 一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長(勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)があらかじめ定める時間以上とすること。ただし、休日(勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。)その他人事院の定める日(以下この条及び第四条の三において「休日等」という。)については、七時間四十五分(法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員等の単位期間(勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間をいう。口及び第四条の七において同じ。)ごとの期間における勤務時間を当該期間における勤務時間法

- 第六条第一項の規定による週休日(同項に規定する週休日をいう。以下同じ。)以外の日の日数で除して得た時間。次項及び第四条の三第一項第二号イにおいて同じ。)とすること。
- <u>ロ</u> 単位期間をその初日から一週間ごとに区分した各期間(単位期間が一週間である場合にあっては、単位期間。次項及び第四条の三第一項において「区分期間」という。)ごとにつき一日を限度として各省各庁の長があらかじめ定める日(休日等を除く。)については、イに定めるあらかじめ定める時間未満とすることができること。
- 二 月曜日から金曜日<u>まで(前号口に定めるあらかじめ定める日を除く。)</u>の午前九時から午後四時までの時間帯において、標準休憩時間(各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。次項及び第四条の三第一項第三号において同じ。)を除き、一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。
- 三 始業の時刻は午前五時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること
- 2 次の各号に掲げる職員については、各省各庁の長が始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合(第一号に規定する特定専門スタッフ職員(給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員のうち、調査、研究又は情報の分析を主として行う職員その他各省各庁の長が人事院と協議して定める職員をいう。次条第二項第二号において同じ。)にあっては、公務の能率の向上に特に資すると認める場合)には、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号及び同項第三号に定める基準に適合するものとなるように勤務時間法第六条第三項の規定に基づき勤務時間を割り振ることができる。
 - 一 給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける職員(試験所、研究所その他の試験研究又は調査研究に関する業務を行う機関の長及び次長を除く。以下この号において「特定研究職員」という。)、任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下この号において「任期付研究員」という。)若しくは試験研究に関する業務の遂行を支援する業務に従事する職員(特定研究職員のうち試験研究に関する業務に従事する職員又は任期付研究員の指揮監督の下に業務の相当の部分を自らの判断で遂行する職員に限る。)又は特定専門スタッフ職員次に掲げる基準
 - イ勤務時間は、次に定めるとおりとすること。
 - (1) 一日につき二時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とすること。
 - (2) 区分期間ごとにつき一日を限度として各省各庁の長があらかじめ定める日(休日等を除く。)については、二時間未満とすることができること。
 - ロ 月曜日から金曜日まで<u>(イ(2)に定めるあらかじめ定める日を除く。</u>)のうち一日以上の日の午前九時から午後四時までの時間帯において、<u>標準休憩時間</u>を除き、一日につき二時間以上<u>四時間</u>以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当該部局又は機関に勤務するこの号の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。 (削る)
 - 二 矯正施設 (矯正医官の兼業の特例等に関する法律(平成二十七年法律第六十二号)第二条第一号に規定する矯正施設をいう。以下同じ。)の長である矯正医官(同条第二号に規定する矯正医官をいう。以下同じ。)以外の矯正医官であって、矯正施設の外の医療機関、大学その他の場所における医療に関する調査研究若しくは情報の収集若しくは交換又は矯正施設内における医療に関する調査研究に従事するもの次に掲げる基準イ 勤務時間は、次に定めるとおりとすること。(新設)
 - (1) 一日につき二時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とすること。
 - (2) 区分期間ごとにつき一日を限度として各省各庁の長があらかじめ定める日(休日等を除く。)については、二時間未満とすることができること。
 - <u>ロ</u> 月曜日から金曜日まで(イ□に定めるあらかじめ定める日を除く。)の午前九時から午後四時までの時間 帯において、標準休憩時間を除き、各省各庁の長があらかじめ定める連続する二時間が、勤務時間の一部

となるようにすること。

- 3 定年前再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る勤務時間 法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第一号<u>及</u> <u>び</u>第二号又は<u>前項各号(いずれも休日等</u>に割り振る勤務時間に係る部分を除く。)に定める基準によらないこと ができるものとする。
- 4 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事院の定める場合に係る勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第二号又は第二項第一号ロ<u>若しく</u>は第二号ロに定める基準によらないことができるものとする。
- 5 各省各庁の長は、第一項又は第二項(いずれも休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。) に定める基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、人事院と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが人事院が定める基準に適合するものであるときは、当該人事院との協議を要しないものとする。(勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの手続)

(勤務時間法第六条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りの手続)

第四条 (略)

- 2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる前項の規定による申告(<u>次項第二号を除き、以下</u>この条において単に「申告」という。)の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。
 - 一 <u>次号に掲げる申告以外の</u>申告当該申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。
 - 二 前条第二項に定める基準に係る<u>申告及び特定専門スタッフ職員の申告(始業及び終業の時刻について当該特定専門スタッフ職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合の勤務時間の割振りに係るものに限る。)</u> <u>これらの</u>申告どおりの勤務時間の割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。
- 3 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振りを変更することができる。
 - 一 (略) 一 (略)
 - 二 職員から第七条第四項の規定により休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があった場合に おいて、同項の規定により休憩時間を置くために勤務時間の割振りを変更するとき。
 - 三 (略)
- 4 (略)

(単位期間)

第四条の二 勤務時間法第六条第三項の人事院規則で定める<u>期間</u>は、<u>同項</u>の規定に基づく勤務時間の割振りについては四週間(四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として人事院の定める場合にあっては、人事院の定めるところにより、一週間、二週間又は三週間)とし、同条第四項の規定に基づく<u>週休日</u>及び勤務時間の割振りについては一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。

(勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準)

- **第四条の三** 勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 勤務時間法第六条第一項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、区分期間ごとにつき一日を限度とすること。
 - 二 勤務時間は、次に定めるとおりとすること
 - <u>イ</u> 一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長があらかじめ定める時間以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とすること。

- <u>ロ</u> <u>区分期間(前号の規定による週休日を含む区分期間を除く。)ごとにつき一日を限度として職員があらか</u> <u>じめ指定する日(次号において「特例対象日」という。)(休日等を除く。)については、イに定めるあらか</u> じめ定める時間未満とすることができること。
- 三 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間帯において、<u>標準休憩時間</u>を除き、一日につき 二時間以上<u>四時間</u>以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める連続する時間は、当 該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。た だし、特例対象日を指定した職員の当該特例対象日については、この限りでないこと
- 四 始業の時刻は午前五時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。
- 2 第三条第三項<u>から第五項まで</u>の規定は、前項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りについて準用する。この場合において、同条第三項中「第六条第三項」とあるのは「第六条第四項」と、「第一項第一号<u>及び</u>第二号又は<u>前項各号(いずれも休日等</u>に割り振る勤務時間に係る部分を除く。)」とあるのは「第四条の三第一項第二号(休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。)及び第三号」と、同条第四項中「第六条第三項」とあるのは「第六条第四項」と、「第一項第二号又は第二項第一号ロ<u>若しくは第二号ロ</u>」とあるのは「第四条の三第一項第三号」と、同条第五項中「第一項又は第二項(いずれも」とあるのは「第四条の三第一項第三号から第四号まで(」と読み替えるものとする。

(勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの手続)

第四条の四 (略)

- 2 各省各庁の長は、前項の規定による申告(<u>第四項第二号を除き、以下</u>この条において単に「申告」という。) について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を 求めることができる。
- 3 (略)
- 4 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による週休日及び勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の週休日及び勤務時間の割振りを変更することができる。
 - 一 (略)
 - 二 職員から第七条第四項の規定により休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があった場合に おいて、同項の規定により休憩時間を置くために週休日及び勤務時間の割振りを変更するとき。

三 (略)

5 (略)

(勤務時間法第六条第四項の適用職員)

第四条の五 (略)

2 · 3 (略)

第四条の五の二(略)

(勤務時間法第六条第四項の適用職員に該当しないこととなった場合の届出)

第四条の六(略)

2 · 3 (略)

(勤務時間法第六条第四項の適用職員に該当しないこととなった場合の週休日及び勤務時間)

第四条の七(略)

(休憩時間)

第七条 (略)

2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第二項から第四項までの規定により勤務時間を割り振る場合において、 <u>公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して支障がない</u>と認めるときは、前項第一号の規定にかかわらず、 <u>連続する正規の勤務時間が六時間三十分を超えることとなる前</u>に休憩時間を置くことができる。

(削る)

(削る)

(削る)

- <u>3</u> 各省各庁の長は、第一項の<u>規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は前二項</u>の規定によると能率を甚だしく<u>阻害する</u>場合には、人事院の定めるところにより、<u>休憩時間の基準</u>について別段の定めをすることができる。
- 4 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定により勤務時間を割り振る場合において、第四条第一項又は第四条の四第一項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について前三項に定める基準に適合する申告があったときには、当該申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告が第一項又は前項に定める基準に適合するものであって、当該申告どおりに休憩時間を置くと公務の運営に支障が生ずると認める場合には、別に人事院の定めるところにより休憩時間を置くことができるものとする。
- 5 前項の規定による休憩時間の申告は、休憩時間申告簿により行うものとし、休憩時間申告簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。
- 6 (略)

(第二章から第四章までの規定についての別段の定め)

第三十二条 各省各庁の長は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第三条第一項から第四項まで、第四条の三、第五条、第六条、第七条第一項及び第二項、第八条第一項、第十四条第二項、第十六条の三第一項及び第三項並びに第十七条第一項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事院の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、休息時間、宿日直勤務、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

附則

(施行期日)

- **第一条** この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 第二条 各省各庁の長(勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。)は、この規則による改正後の規則 一五一一四第三条又は第四条の三の規定にかかわらず、これらの規定に定める基準により勤務時間を割り振ることが困難である職員の勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準について、あらかじめ人事院と協議して、一定の期間を限って、なお従前の例によることができる。(準備行為)
- **第三条** この規則による改正後の規則一五——四第三条第五項又は前条の協議は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(人事院規則――三四の一部改正)

第四条 人事院規則――三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

― 「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。<ACSES 事務局>―

改正後

別表 人事管理文書の保存期間 (第三条関係)

一~七 (略)

八 勤務時間、休日及び休暇

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
規則一五一一四(職	第三条第二項又は第五項(第四条	協議に係る定めによらなくなった	三年
員の勤務時間、休日	の三第二項において準用する場合	日	
及び休暇)	を含む。)の協議に関する文書等		
	第四条第三項又は第四条の四第四	作成の日	三年

	T	Г	
	項の変更の文書等		
	第七条第四項の休憩時間申告簿		
	第九条第一項の明示の文書等		
	第二十七条第一項の休暇簿		
	第四条の四第二項(第四条の六第	取得の日	三年
	三項において準用する場合を含		
	む。)の証明書類		
	第四条の六第一項の状況変更届		
	第十六条の三第五項又は第十七条		
	第二項の申出の文書等		
	第二十七条第三項の届出の文書等		
	第二十九条第二項の証明書類		
	第三十三条の報告の文書等		
	第三十三条の要求の文書等		
	第二十八条第一項の介護休暇の休	 勤務時間法第二十条第一項に規定	三年
	暇簿	する一の継続する状態ごとの指定	
	124.0	期間(当該状態ごとにその指定が三	
		回に達し、又はその期間が通算して	
		六月に達したものに限る。)の末日	
		(同日が到来する前に当該介護休	
		暇に係る要件に該当しないことと	
		なった場合にあっては、その該当し	
		なくなった日)の翌日	
	 第二十八条第一項の介護時間の休	なくなりたり の立り 勤務時間法第二十条の二第一項に	三年
	第二 八未免 短07月		_+
		介護時間を取得した日から連続することの期間の大口(日日が到ます)	
		る三年の期間の末日(同日が到来する一大学に対象を表現して	
		る前に当該介護時間に係る要件に	
		該当しないこととなった場合にあ	
		っては、その該当しなくなった日)	
		の翌日	
	第二十九条第一項の通知の文書等の写し	通知した日	三年
	第三十二条の承認に関する文書等	承認に係る定めによらなくなった	三年
	 第九条第二項の通知の文書等の写	<u>「</u> 通知した日	三年
			_ '
規則一五一一四一四	附則第二条の協議に関する文書等	協議に係る勤務時間の割振りの基	三年
○(人事院規則一		準によらなくなった日	·
五一一四(職員の勤			
務時間、休日及び休			
暇)の一部を改正す			
る人事院規則)			
	1		<u> </u>

 \Diamond 人事院規則 1 9 - 0 (職員の育児休業等)の一部を改正する人事院規則(人事院規則 1 9 - 0 - 1 6)

[官報] 令和5年1月20日 号外 第13号 11~12頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230120/20230120g00013/20230120g000130011f.html

◇令和5年3月大学等卒業予定者の就職内定状況(12月1日現在)を公表します

<厚生労働省 2023年1月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=0zf30rE2q_RHNyFBY

[10] <u>関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等</u>

[開催案内]

- ・発散防止抑制措置特例実施許可に関する専門家検討会 1月26日
- <厚生労働省 2023年1月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=FfExFHfwbTKB8eyHY 個別事業場に係る発散防止抑制措置特例実施許可に関する申請事案の技術的な検討について
- ・第21回発散防止抑制措置特例実施許可に関する専門家検討会を開催します 1月26日
- <厚生労働省 2023年1月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=B-MjBmXifyCT4_mVY 個別事業場に係る発散防止抑制措置特例実施許可に関する申請事案の技術的な検討について
- ·第69回厚生科学審議会感染症部会資料
- <厚生労働省 2023年1月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=I8cHIkHGWwS3x9yxY 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけに関する論点整理
- ・第 69 回厚生科学審議会感染症部会 開催案内 1月23日
- <厚生労働省 2023年1月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=a49Pagm0E0z_j5f5Y 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけに関する論点整理
- 厚生科学審議会(感染症部会) 1月23日
- <厚生労働省 2023年1月20日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=9RHR9JcQjdJhEQhnY (1)新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけに関する論点整理

[開催記録、報告、資料等]

- ・厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会) 1月20日
- <厚生労働省 2023 年 1 月 20 日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=U7d3UjG2K3THt4nBY
- (1) 新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
- (2) 麻しん、風しん、おたふくかぜ、水痘、帯状疱疹、肺炎球菌(23 価)、HPV、百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、肺炎球菌(13 価)、Hib、BCG、日本脳炎、B型肝炎、ロタウイルスのワクチンの安全性について
- (3) HPV ワクチンについて
- (4) その他

[11] その他

◇インフルエンザ、感染症関係

- ・<u>千葉県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」</u>の持ち回り開催について
- <農林水産省 2023 年1月 22 日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230122.html
- ・広島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」 の持ち回り開催について
- <農林水産省 2023年1月21日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/230121.html

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・アトピー治療、かゆみ抑制物質を発見 新薬開発目指す 富山大など

<毎日新聞 2023 年 1 月 20 日> https://mainichi.jp/articles/20230120/k00/00m/040/064000c

小児の10人に1人が発症するといわれるアトピー性皮膚炎の新しい治療薬となる化合物を発見したと、佐賀大と富山大の研究チームが10日、共同発表した。7日公開の米医学誌のオンライン版に掲載された。 $5\sim10$ 年をめどにこの化合物を使った新薬開発を目指す。

佐賀大の出原賢治教授(生化学)らは2012年、体内で作られるたんぱく質の一種「ペリオスチン」がアトピー性皮膚炎を慢性化させる主な原因であることを突き止めた。その後、6年前からは富山大もチームに加わり、同様の症状を示すモデルマウスを開発。かゆみ発生のメカニズムとペリオスチンを阻害する物質について研究を進めていた。

その結果、ペリオスチンが体内で別の物質と結合することで知覚神経を刺激することを発見。さらに民間の製薬会社で別の病気の治療薬として研究が進められていた化合物「CP4715」をモデルマウスに投与したところ、投与しないマウスに比較し引っかき行動がかなり抑制され、湿疹も改善されたという。CP4715がペリオスチンの結合を阻害して、かゆみが軽減されるという。

アトピー性皮膚炎は、一度発症すると何年も症状が続くことが多く、日常生活に支障を来す場合も少なくない。 かゆみの原因物質はペリオスチンだけではないものの、今回の研究で阻害物質が見つかったことで、新薬開発へ 近付いた形。国内での新薬承認には安全性の確認や臨床試験などで5~10年を要するが、新型コロナ禍の影響 で短縮傾向にあるといい、早期の承認が待たれる。

CP4715のアトピー治療に対する使用は既に特許出願中。チームの一人で富山大副学長の北島勲教授(臨床分子病態検査学)は「今後、治療薬を開発することで、かゆみで苦しんでいる患者にとって福音となるのでは」と研究に期待する。

・東北大ら、リチウムイオン電池正極材料を開発

<EETimes 2023年1月20日> https://eetimes.itmedia.co.jp/ee/articles/2301/19/news054.html https://news.yahoo.co.jp/articles/a78111c3f3f5edb27e247153fa05f63b296efff1 逆蛍石型リチウム鉄酸化物の構造ひずみを抑制した準安定相を合成

東北大学多元物質科学研究所の小林弘明講師と本間格教授、名古屋工業大学大学院工学研究科の中山将伸教授 らによる研究グループは2023年1月、リチウムイオン電池の正極材料として逆蛍石型リチウム鉄酸化物(Li5Fe04) を用い、これまでの2倍以上となる可逆容量を達成したと発表した。

電気自動車 (EV) などに搭載されるリチウムイオン電池は、正極にコバルトやニッケルといったレアメタルが 用いられている。こうした中で、資源の枯渇や価格上昇といった課題も浮上してきた。こうしたリスクを回避す るため、安価な鉄を用いたリン酸鉄リチウム (LiFePO4) などが実用化されている。一方で、「エネルギー密度が 低い」など問題もあったという。

今回、正極材料として用いた Li5FeO4 は、LiFePO4 正極で利用されている鉄のレドックス反応に加えて、酸素のレドックス反応も利用することができるという。これによって、理論上の容量は LiFePO4 正極の 2 倍以上になると予測されていた。しかし、これまでは酸素のレドックス反応を十分に活用できなかったため、LiFePO4 正極とほぼ同じ容量にとどまっていたという。

研究グループは今回、その要因が結晶構造のひずみによって引き起こされる酸素脱離(分解反応)であることを見いだし、メカニカルアロイングと呼ばれるプロセスを用いて、構造ひずみを抑制した準安定相を合成した。こうして得られた準安定相の正極特性は、充放電時の負荷が大きく低減し、300mAh/g を超える可逆容量となった。この値は LiFePO4 正極の約 2 倍だという。

研究グループは、放射光による分光分析を行い、正極材料のレドックス反応を調べた。この結果、鉄のレドックス反応に加えて、酸素のレドックス反応が可逆に進行することを確認した。また、メカニカルアロイングを用い構造ひずみを抑制したことで、鉄のレドックス反応時に起こる構造変化が容易に進行。これによって酸素のレドックス反応が分解反応を伴わずに進行することも、科学計算により判明した。